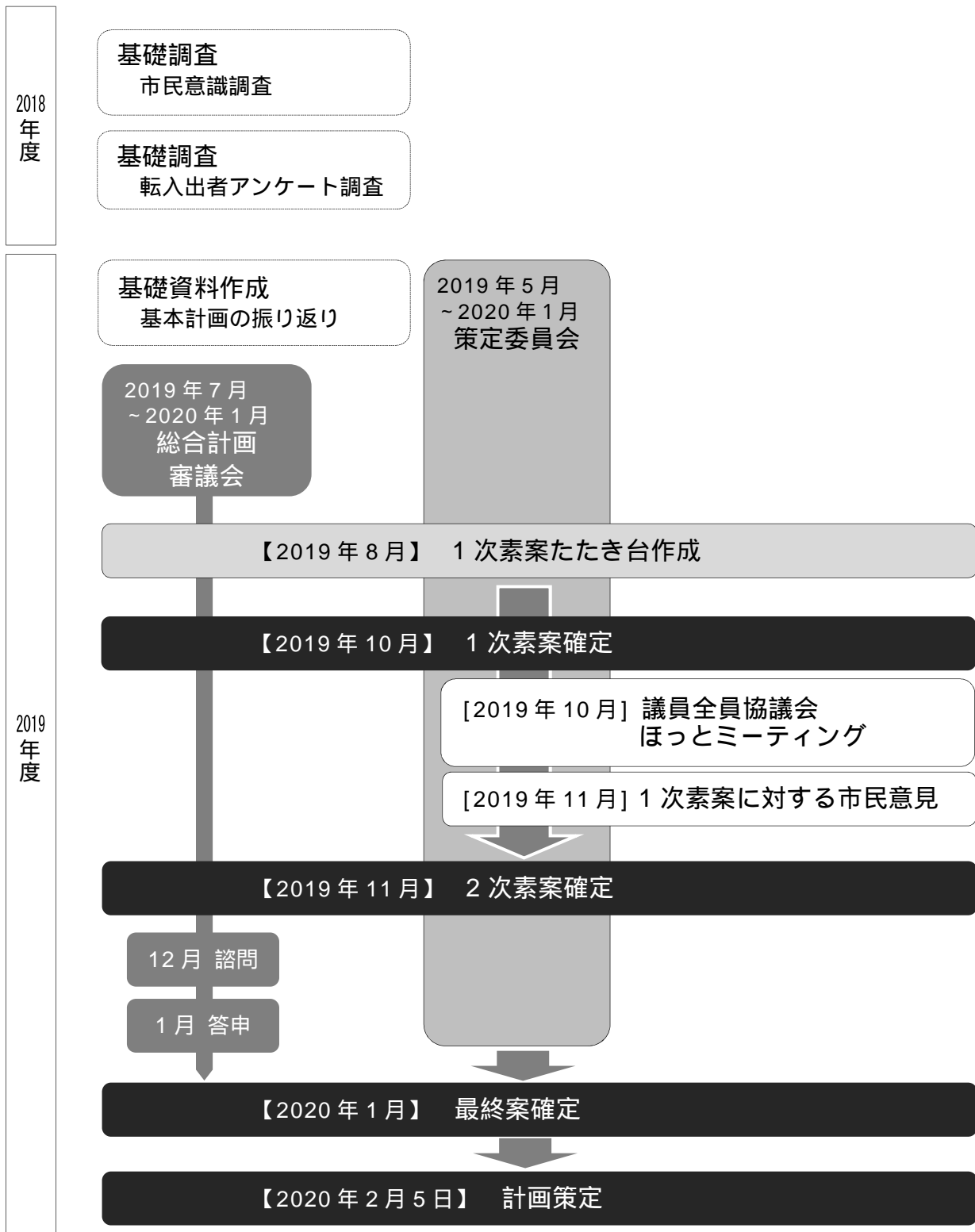


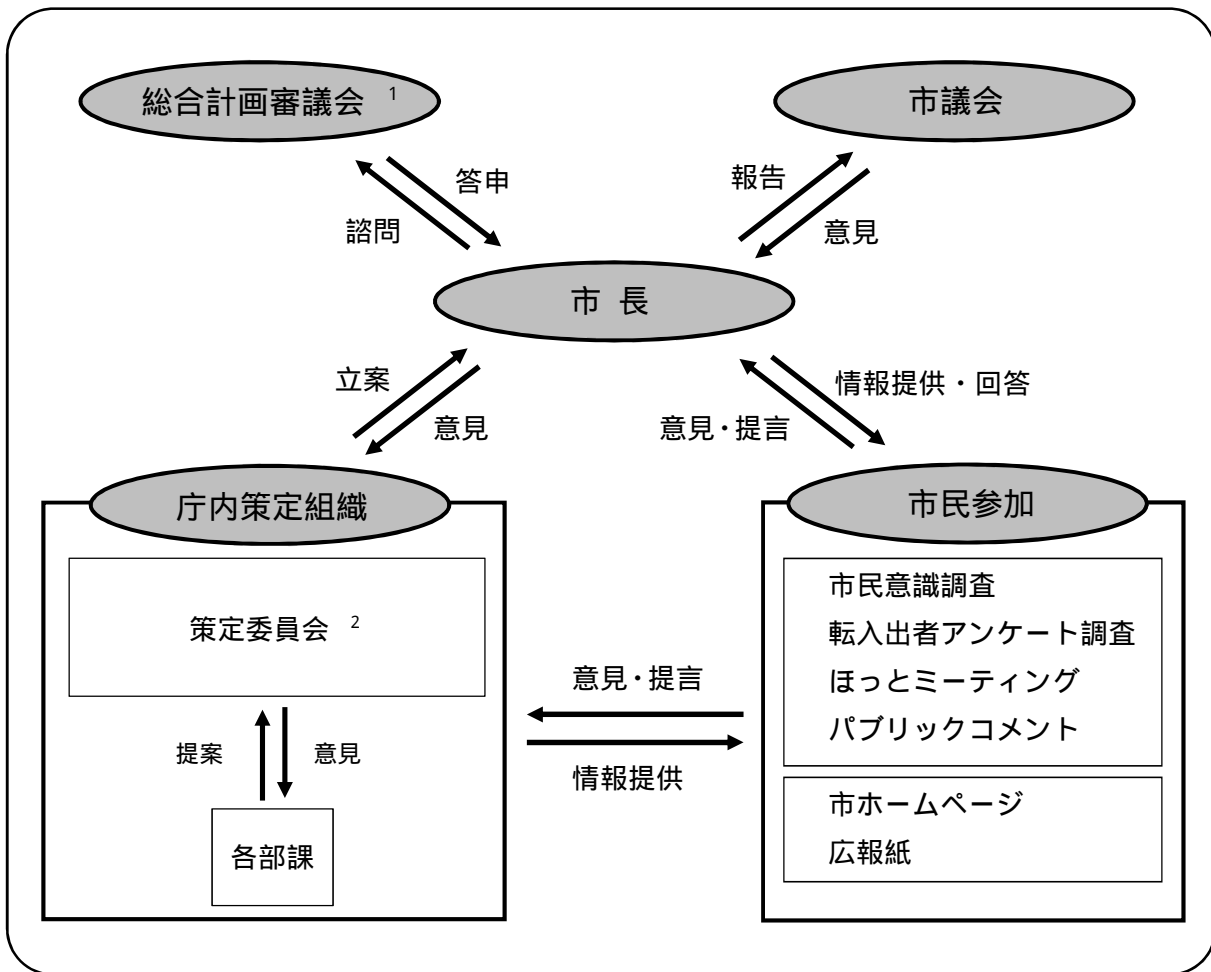
資料編

- 1 . 平塚市総合計画（改訂基本計画）策定の流れ
- 2 . 平塚市総合計画（改訂基本計画）策定体制
- 3 . 平塚市総合計画審議会
- 4 . 平塚市総合計画（改訂基本計画）策定委員会
- 5 . 市民参加
- 6 . 用語解説

1 . 平塚市総合計画（改訂基本計画）策定の流れ



2 . 平塚市総合計画（改訂基本計画）策定体制



【主な役割】

- 総合計画審議会（ 1 ）

役割：市長の諮問に応じ、総合計画に関する必要な事項について審議する。

構成：市長から委嘱された者（市教育委員会委員、市農業委員会委員、市の区域内の公共的団体の役員または職員、公募に応じた市民、学識経験を有する者、関係行政機関の職員）

- 策定委員会（ 2 ）

役割：庁内の総合的調整を行い、最終案を策定する。

構成：各部長級職員

3 . 平塚市総合計画審議会

(1)平塚市総合計画審議会規則

平塚市総合計画審議会規則

平成 25 年 3 月 29 日

規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平塚市附属機関設置条例(平成 25 年条例第 2 号)第 3 条の規定に基づき、平塚市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市教育委員会委員 1 人
- (2) 市農業委員会委員 1 人
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員又は職員 7 人
- (4) 公募に応じた市民 3 人
- (5) 学識経験を有する者 9 人
- (6) 関係行政機関の職員 2 人

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から諮問に係る審議の終了の日までとする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 会長は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画政策部企画政策課で処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(2)平塚市総合計画審議会委員名簿

(50音順)

委員氏名	役職等
あいはら ひさひこ 相原 久彦	神奈川県平塚土木事務所 所長
あきやま ひろし 秋山 博	平塚市自治会連絡協議会 会長
こさき としお 小崎 敏男	東海大学 政治経済学部経済学科 教授
ごとう いさむ 後藤 勇	平塚市漁業協同組合 代表理事組合長
こんだ あつこ 近田 淳子	公募市民
さとう ひろゆき 佐藤 浩幸	神奈川新聞社 湘南・西湘総局長
しらいし しんたろう 白石 慎太郎	平塚商工会議所 副会頭
すずき たくや 鈴木 拓也	西湘地域連合 事務局次長
すどう かずひさ 須藤 量久	平塚市議会議員
たなか のりひと 田中 則仁	神奈川大学 経営学部国際経営学科 教授
でむら ひかる 出村 光	平塚市議会議員
ときわ けんじ 常盤 健嗣	公益社団法人 平塚青年会議所 理事長
ながた よしのり 永田 美典	平塚市議会議員
なかむら ちさと 中村 千里	一般社団法人 平塚市医師会 副会長
なるせ みつお 成瀬 光雄	平塚市農業委員会 委員
ふじい しんすけ 藤井 深介	神奈川県議会議員
まるやま ひさこ 丸山 尚子	神奈川県湘南地域県政総合センター 所長
みずたに なおひと 水谷 尚人	平塚市教育委員会 委員
みやざき かずみ 宮崎 一美	湘南農業協同組合 代表理事組合長
もり まさあき 森 正明	神奈川県議会議員
もりかげ としこ 森蔭 敏子	公募市民
よねむら かずひこ 米村 和彦	神奈川県議会議員

役職等については、委嘱時とする。

：会長

：副会長

(3) 平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案について(諮問)

31平企第277号

令和元年(2019年)12月19日

平塚市総合計画審議会
会長 小崎 敏男 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案について(諮問)

このたび、令和5年度(2023年度)を目標年次とする、平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案について別冊のとおり策定いたしましたので、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

以 上

(4)平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案について(答申)

令和2年1月23日

平塚市長 落合 克宏 様

平塚市総合計画審議会
会長 小崎 敏男

平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案について(答申)

令和元年12月19日付けで、貴職から諮問のあった「平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案」について、本審議会で慎重に審議を尽くした結果、次のとおり答申する。

答申

昨今の気候変動に起因する気象災害は、世界各国の経済に甚大な損失をもたらし、とりわけ途上国においては、国の持続可能性が問われ始めている。また、わが国においては、少子高齢化を伴う人口減少が、国の持続可能性に大きな影響を与えている。直面している人口減少は、今後、加速度的に進むと考えられる。急激な人口減少は、消費の低迷のみならず、将来、わが国の根幹をなす社会保障ひいては地方自治の存続の危機にまでその影響が及ぶと考えられる。

こうした状況下で、国は、国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期の目標を掲げている。「まち・ひと・しごと創生」は、人口減少を克服し地方創生を行うことで、将来にわたって活力ある日本経済ひいては地方自治を維持することを目指している。

本市の人口は、現行の総人口25万人程度が今後25年間で20%程度減少し、約20万人程度になると見込まれている。また、65歳以上人口が総人口の4割になり、14歳までの年少人口及び65歳以上の老年人口が、15歳から64歳の生産年齢人口と同じか、それを超えてくることになる。こうした人口減少及び人口構造の変化は、市民生活を維持するインフラ等の提供及び財政に甚大なる影響を与えられよう。

本審議会は、人口規模及び人口構造の変化等を十分に踏まえるとともに、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートすることに伴い、その方針と国連のSDGs(持続可能な開発目標)も内包しながら、「平塚市総合計画(改訂基本計画)」について検討した。まず本市の課題を考察すると、第1に地域経済の活性化、第2に結婚・出産・子育て支援、第3に超高齢社会の対応、第4に安心・安全なまちづくりが喫緊の重要課題となる。こうした課題に対して、重点施策として取り組む姿勢は高く評価できる。

本審議会は、このような基本的な考え方から、「平塚市総合計画(改訂基本計画)」の内容については、概ね妥当なものとする。ただし、市民の声を十分聴きながら、市民一人ひと

りと課題を共有し、かつ、市民目線を持って、計画の策定に当たるとともに、新たに生じる課題についても、スピード感を持って柔軟に対応することを切に望むところである。

以下、策定の留意点を記すことにする。

【序論】

平塚市総合計画（改訂基本計画）2次素案における「序論部分」において、計画の実現に向けて5つの「まちづくりの基本姿勢」を記載している。新たに人口構造の変化を見据えたまちづくりを加えたことは評価できるが、次の点については更なる書き込みをお願いしたい。

第3章 総合計画の実現に向けて

（1）誇りと愛着を持てるまちづくりについて

多くの人々が「誇りと愛着を持てるまちづくり」を進めていくためには、地域資源をはじめとした本市の魅力を市内外に効果的に発信していくことが必要であるため、より積極的な情報発信をお願いしたい。

【基本計画】

平塚市総合計画（改訂基本計画）2次素案における「基本計画部分」において、新たにSDGsの認識や重点施策との関連性を示したことは評価できるが、次の視点について、書き込みをお願いしたい。

（1）SDGsの推進について

SDGsを推進することは、まちの持続可能性を高めるためにも、また地方創生の実現を目指すためにも重要と考えられる。共生社会ホストタウンに認定されたことも踏まえると、重点施策に対して「障がい者施策」を関連付けていただきたい。

【重点施策】

平塚市総合計画（改訂基本計画）2次素案における「重点施策部分」において、これまでの施策効果を継続させるとともに、重点施策「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」において施策名を変更するなど、新たな課題に対する認識を示したことは評価できるが、次の視点に御留意願いたい。

（1）高齢者対策について（Prosperity^{*}, People^{*}, Partnership^{*}）

本市は、全国や神奈川県と比べて高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）のシェアが大きく、またスピードも速いことに留意する必要がある。特に、75歳以上

の割合が今後、急拡大することに留意して早期から施策を講じるよう政策運営を行っていただきたい。また、現在、高齢者の多くが地域活動など様々な場面で活動していることにも留意いただきたい。

(2) 安心・安全に暮らせるまちづくりについて(Planet*, Peace*)

近年の異常気象や台風などの災害が多発していることを踏まえ、市として、災害・防災への対策がますます重要となると考えられる。また、万が一、被災した場合の対策も十分考えておくことが必要である。さらに本市の治安対策の充実も必要であると考えられる。

* : S D G s の考え方である5つのP (People, Planet, Prosperity, Peace, Partnership)

【分野別施策】

平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案における「分野別施策部分」において、これまでの施策効果を継続させるとともに、指標の見直しや目標値の上方修正を行うなど、施策推進に向けた積極的な姿勢を示したことは評価できるが、次の視点に御留意願いたい。

(1) 安心して暮らせる支え合いのまちづくりについて

安心して暮らせるまちづくりには、まちの治安の安定が最も重要と考えられるため、行政として、自治会との連携や個々人の向こう三軒両隣の繋がりを密にしながらのまちづくりをお願いしたい。

(2) 活力とにぎわいのあるまちづくりについて

活力とにぎわいのあるまちづくりには、企業誘致が人口の社会増の観点から非常に重要であると考えられるため、より積極的に取り組んでいただきたい。また、大学、企業とも連携して活気のあるまちづくりをお願いするとともに、中心市街地のにぎわいに関する指標の設定については地域の実情との整合性を図られたい。さらに、農業の多面的機能や競輪場に対する視点・考え方を表現していただきたい。

【その他】

・多くの市民の目に触れる計画であることから、使用する語句や文章表現、用語の統一など市民にとって分かりやすい記載とされたい。

以 上

(5)平塚市総合計画審議会における検討経過

開催日		主な内容
第1回	令和元年 7月24日(水)	平塚市総合計画の中間見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ○ 人口ビジョンと総合戦略の見直し方針について ○ 策定(改訂)に当たって踏まえるべき事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意識調査 ・ 転入出者アンケート調査 ・ 行政改革推進委員会における意見 ○ 土地利用の考え方について ○ 平塚市総合計画の振り返りについて ○ 人口の将来推計及び将来展望について ○ 分野別施策の調書について ○ 現行の重点施策について
第2回	令和元年 9月19日(木)	平塚市総合計画(改定基本計画)1次素案たたき台について
第3回	令和元年 12月19日(木)	平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案について(諮問)
第4回	令和2年 1月16日(木)	平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案に対する答申(案)について

令和2年1月23日(木)に、平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案について答申。

4 . 平塚市総合計画（改訂基本計画）策定委員会

(1)平塚市総合計画(改訂基本計画)策定委員会設置要綱

平塚市総合計画（改訂基本計画）策定委員会設置要綱

第1章 通則

（目的及び設置）

第1条 平塚市総合計画（改訂基本計画）（以下「改訂基本計画」という。）の策定に関する調査、計画立案等の総合的調整を行うため、平塚市総合計画（改訂基本計画）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

第2章 策定委員会

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）改訂基本計画の最終案（以下「最終案」という。）を策定すること。
- （2）最終案に係る総合調整に関すること。
- （3）その他最終案策定に関し、必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（策定委員会の会議等）

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

（委任）

第7条 この章に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成31年4月1日）から施行し、改訂基本計画が施行されたときにその効力を失う。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和元年5月31日）から施行し、改訂基本計画が施行されたときにその効力を失う。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和元年10月1日）から施行し、改訂基本計画が施行されたときにその効力を失う。

別表1 (第3条関係)(2019年4月1日～)

委員長	企画政策部長
副委員長	総務部長
委員	秘書広報担当部長
委員	利光° ッカ° ハ° リ光° ッカ 推進担当部長
委員	防災危機管理部長
委員	産業振興部長
委員	公営事業部長
委員	市民部長
委員	福祉部長
委員	健康・こども部長
委員	環境部長
委員	まちづくり政策部長
委員	交通政策担当部長
委員	都市整備部長
委員	土木部長
委員	病院事務局長
委員	議会局長
委員	監査委員事務局長
委員	学校教育部長
委員	教育指導担当部長
委員	社会教育部長
委員	消防長

別表1 (第3条関係)(2019年10月1日～)

委員長	企画政策部長
副委員長	総務部長
委員	市長室長
委員	防災・危機管理監
委員	利光° ッカ° ハ° リ光° ッカ 推進担当部長
委員	産業振興部長
委員	公営事業部長
委員	市民部長
委員	福祉部長
委員	健康・こども部長
委員	環境部長
委員	まちづくり政策部長
委員	交通政策担当部長
委員	都市整備部長
委員	土木部長
委員	議会局長
委員	監査委員事務局長
委員	学校教育部長
委員	教育指導担当部長
委員	社会教育部長
委員	消防長
委員	病院事務局長

(2)平塚市総合計画(改訂基本計画)策定委員会における検討経過

開催日		主な内容
第1回	令和元年 5月31日(金)	平塚市総合計画の中間見直しについて 人口ビジョン及び総合戦略の見直し方針について ○ 策定(改訂)に当たり踏まえるべき事項 ・ 市民意識調査 ・ 転入出者アンケート調査 ・ 行政改革推進委員会における意見 ○ 土地利用の考え方及び現計画の振り返りの中間報告について
第2回	令和元年 6月28日(金)	行政改革推進委員会における意見 ○ 土地利用の考え方 ○ 中間年における振り返り ○ 分野別施策の調書 ○ 人口の将来推計及び将来展望 ○ 重点施策とSDGs(持続可能な開発目標)の概略と総合計画への位置付け、施策・事業例
第3回	令和元年 7月26日(金)	第2回策定委員会における意見への対応 第1回平塚市総合計画審議会の結果報告 平塚市総合計画(改訂基本計画)1次素案たたき台(案) 重点施策の調書(中間報告)
第4回	令和元年 8月23日(金)	第3回策定委員会における意見とその対応 第1回平塚市総合計画審議会における主な意見とその対応 平塚市総合計画(改訂基本計画)1次素案たたき台(案)に関する庁内意見とその対応 平塚市総合計画(改訂基本計画)1次素案たたき台
第5回	令和元年 11月22日(金)	○ 第4回策定委員会における意見とその対応 ○ 理事者からの指示事項とその対応 ○ 第2回平塚市総合計画審議会における主な意見とその対応 ○ 議員全員協議会における主な意見とその対応 ○ 平塚市総合計画(改訂基本計画)1次素案に係るパブリックコメント手続の結果 ○ 平塚市総合計画(改訂基本計画)2次素案(案) ○ 調整が必要な事項
第6回	令和2年 1月27日(月)	平塚市総合計画(改訂基本計画)案

5 . 市民参加

(1) 市民意識調査

- ・ 2018年6月1日から6月22日にかけて、平塚市内に在住する満16歳以上の男女3,000人を対象に行った。(抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出、調査方法：郵送配布、郵送回収)
- ・ 有効回収数：1,206件、有効回収率：40.4%
- ・ 主な目的：平塚市民の居住意向、生活の満足度、まちづくりに対する満足度や重要度の意識を調査し、今後、まちづくりを進めていくための基礎資料を得るとともに、平塚市総合計画の達成状況を測る。

(2) 転入出者アンケート調査

- ・ 2019年1月11日から1月25日にかけて、2017年1月1日から12月31日における転入出者のうち、「25歳から39歳の男女」かつ「東京都または神奈川県内各市町村から平塚市への転入者」「平塚市から東京都または神奈川県内各市町村への転出者」に該当する各々1,000人を対象に行った。(抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出、調査方法：郵送配布、郵送回収)
- ・ 転入者：有効回収数：280件、有効回収率：28.3%
転出者：有効回収数：245件、有効回収率：26.4%
- ・ 主な目的：子育て世代を中心に、本市への転入理由を把握するとともに、本市からの転出理由を調査し、本市の強みや弱み等を把握することで、今後の施策立案の基礎資料とする。

(3) ほっとミーティング

- ・ 年代別投票率が低い若年層(特に20歳代)に、市長との意見交換を通じて、市政への関心、参加意欲を高めていただくとともに、総合計画(改訂基本計画)の策定過程における意見聴取(パブリックコメント)の一類型として実施し、総合計画(改訂基本計画)へ若年層の意見を反映させることを目的として開催した。
- ・ 開催日時：2019年10月26日(土) 14時30分から16時まで
- ・ 参加者：25歳から29歳の男女12名
- ・ テーマ：「これからも住み続けたい平塚に」
- ・ 実施内容：
 - 第1部：「平塚市総合計画」について、参加者に情報提供を行う。
 - 第2部：テーマを踏まえ、主に「まちづくり」「子育て」「防災、防犯、交通安全」「産業、労働、市民協働等」について参加者と市長が意見交換を行う。

6 . 用語解説

【あ行】

愛護指導

青少年の問題行動の早期発見・早期指導、非行化防止のための声掛けや見回り活動のこと。

愛着形成

子どもが乳幼児期に身近にいる特定の大人から無条件に愛されているという感情を抱くことで、安定した情緒を形成すること。

空家等

建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)をいう。

近年、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

居空き

昼に家人がいる時に侵入し、盗みをすること。

生きる力

変化の激しい社会を生き抜くために必要な、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力といった知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

伊勢原大神軸

ツインシティ計画に関連する構想路線の1つで、伊勢原市の市街地とツインシティ大神地区を結び、ツインシティにアクセスする東西方向の道路のこと。

一次救急

入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。初期救急ともいう。

イノベーション

平塚市産業振興計画 2024 に定める、「本市の強みを活かす」ことで、新たな価値や仕事が創出される動態のこと。

インフラ

下水道や道路など産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

SNS

Social Networking Service の略。

ツイッターやフェイスブックなど、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

M字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別に見た際に表れる「M字」の曲線のこと。学校卒業後 20 歳代でピークに達し、その後、30 歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した 40 歳代で再上昇している。

温室効果ガス排出量

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの地球温暖化の原因となる気体が大気中に放出される量のこと。

【か行】

外郭団体

民法または特別法に基づき設立された団体で、平塚市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体、または市と密接な関係にあり、市が継続的に人的または財政的支援を行っている団体のこと。

用語解説

海拔表示板

現在地や居住地域の海拔を知らせることで、津波に対する意識を高め、避難場所や避難経路などを考える参考とするための表示板のこと。

核兵器廃絶平和都市宣言

自治体と市民が主体となり、核兵器廃絶・恒久平和の主張を宣言すること。

本市では、1985年12月20日に宣言した。

(仮称)ツインシティ橋

倉見大神線の一部で、寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚市大神地区とをつなぐ橋のこと。

神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会

寒川町倉見地区への東海道新幹線新駅の誘致を目的に、県及び関係市町、県内経済団体等を構成員として、1996年5月に発足した組織のこと。

かながわプラごみゼロ宣言

2018年夏、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されたことを契機に、神奈川県が持続可能な社会を目指すSDGsの具体的な取組を市町村や企業、県民とともに広げていこうと呼びかけた宣言(2018年9月発表)のこと。

環境共生都市

自然環境が有する機能・魅力の活用や、環境への負荷の低減、環境とのバランスのとれた交通計画及び生活環境の保全や地域景観へ配慮する都市のこと。

環境浄化

悪質な客引き等の迷惑行為を無くす取組により、暮らしの安心感を高めること。

環境負荷

資源やエネルギーの消費、廃棄物や大気汚染物質の排出など人の活動により環境に加えられる影響で、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもののこと。

完全給食

給食内容がパンまたは米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。)ミルク及びおかずである給食のこと。

基幹産業

本市の経済活動や雇用面で重要な産業のこと。

希望出生率

夫婦の意向や独身者の結婚希望等から算出される出生率のこと。

計算式は「(既婚者割合×夫婦の予定子ども数+未婚者割合×未婚者の結婚希望割合×希望子ども数)×離別等効果」で表される。

グローバル化

様々な活動が、国内だけにとどまらずに地球的規模に行われること。

ケア・コンパクトシティ

「地域包括ケアシステム」と「コンパクトシティ」を融合した考え方のこと。

医療機関や福祉施設等を集約して拠点化し、効率的かつ効果的にサービスを利用しながら、誰もが身近な地域で安心して暮らせることを目指すもの。

用語解説

経済センサス-活動調査

経済産業省が事業所・企業の経済活動の状況を明らかにするためにしている調査のこと。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることがなく生活できる期間のこと。

減災

事前の予防策を講ずることで、災害発生時の被害を最小限に食い止めること。

権利擁護

成年後見制度の利用、虐待防止や障がい者差別解消など、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、その人らしく、いきいきと自立した生活を送ることができるよう支援し、一人一人の権利が守られること。

広域交通ネットワーク

周辺都市から市主要部へ到達するための公共交通や道路のこと。

公園愛護会

公園愛護の意識の高揚及び公園美化の向上を図るために、地域住民で組織され、公園内の清掃活動や花壇の手入れなどを自主的に行う、本市から承認を受けている団体のこと。

光化学オキシダント

工場や自動車から発生した排気ガスが太陽の強い紫外線を受けることにより化学反応を起こして生成する汚染物質のこと。

大気中の光化学オキシダント濃度が高いと、白いモヤがかかったようになるため、光化学スモッグと呼ばれている。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数のこと。

工場立地法

工場立地が周辺との環境の保全を図りつつ適切に行われるよう定められた法律のこと。

一定規模以上の工場に対し、生産施設・緑地・環境施設の面積率などの定めがある。

交通結節点

異なる交通手段の接続が行われる場所であり、人や物の乗り換え等が行われる鉄道駅やバス停等のこと。

高度利用

敷地内にオープンスペースを創出し、高い建物を建てることにより、土地の効率的な運用や市街地環境を向上させること。

合理的配慮

障害者差別解消法において示された考え方で、障がいがあることでバリア（障壁）となるような状況がある場合、負担が重すぎない範囲で必要な配慮（手助け）を提供すること。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を有する全ての人々が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションをとり、支えあう考え方のこと。

戸別収集

現在使用している道路上のごみ集積所を廃止して、戸建て住宅の場合は各戸ごとに、集合住宅の場合は居住者の専用のごみ集積所ごとに収集する方法のこと。

用語解説

ごみ処理広域化

複数の市町村が共同で一般廃棄物(産業廃棄物以外の廃棄物)の処理を行うこと。

ごみの資源化

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用すること。

コミュニティ活動

まちづくりに関する課題に取り組む自治会等の地域の自治組織や市民活動団体等による活動のこと。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

病院やスーパーなど生活利便施設が歩いて行ける範囲にまとまった拠点を地域ごとに形成し、各拠点に公共交通などで誰もが簡単にアクセスすることができる都市構造のこと。

【さ行】

災害ハザードマップ

自然災害について、国及び県による予測や区域指定等に基づき、避難場所といった防災関連情報を加えながら、予測される被害範囲等を地図上で示したもの。

さがみ縦貫道路

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の一部を構成する自動車道で茅ヶ崎市西久保から相模原市緑区川尻までを結ぶ区間の道路のこと。

さがみロボット産業特区

少子高齢化の進展・自然災害への対応などの課題に対し、生活支援ロボットの実用化を通じて「県民生活の安全・安心の確保」や「県内経済の活性化」を図る取組のことで、平塚市を含む10市2町が特区の対象となっている。

里山

人里近くの二次林(雑木林)を中心に田畑や溜池などで構成された地域のこと。

産学公

企業・事業者や教育・研究機関、行政のこと。

産後ケア

母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていくうえで必要な社会的資源の紹介等を行うこと。

シェアサイクル

複数の駐輪場(ポート)で、いつでもどのポートでも貸し出し・返却が可能な自転車共有サービスであり、公共交通機関を補完し、周遊観光を促す交通手段のこと。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。

自己肯定感

自分が価値ある人間であり、自分の存在を大切に思う気持ち(自己充実感・自己存在感・他者からの受容感)のこと。

用語解説

自主防災組織

災害による被害を軽減するため初期対応活動を行う、地域ごとに自主的に結成された組織のこと。

自助・共助・公助

「自助」とは、自分の身を自分で守ること、「共助」とは、地域や近隣の人などが互いに協力し合うこと、「公助」とは、国や県、市町村等の行政、消防機関による救助・救援等のこと。

自然環境評価

定めた範囲の地域にどのような動植物が生育・生息し、自然環境がどのようになっているのかを調査して評価すること。

自然増減

出生と死亡による人口の動きのこと。

シティプロモーション

住民の地域への愛着の醸成や自治体の知名度の向上などを図るための取組のこと。

忍び込み

家人が就寝後に侵入し、盗みをすること。

地場産品

地元で生産された農水産物や加工品のこと。

社会増減

転入と転出による人口の動きのこと。

周産期医療

周産期（妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間）とその前後の期間の母子に生じがちな突発的な事態に対応するため、産科、小児科とその他医療スタッフが連携して行う医療のこと。

就職氷河期世代

就職氷河期は社会的に就職難となった時期の通称であり、1990 年代半ばから 2000 年代前半に社会に出たり、2000 年前後に大学を卒業した、2019 年現在 40 歳前後の世代のこと。

住宅ストック

既存の住宅のこと。

住民自治

地方の運営はその地方の住民の意思によって行われるべきという概念のこと。

重要業績評価指標（KPI）

Key Performance Indicator の略。

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する定量的な指標のこと。

出入国管理及び難民認定法の改正

少子高齢化により生産年齢人口が減少している現状を踏まえ、外国人労働者の受入で人手不足を解消し、経済活性化につなげることを目的に改正された。

5 年間に農業、介護業など 14 業種で最大約 34 万 5000 人の外国人労働者の受入を見込んでいる。2019 年 4 月 1 日施行の改正では、単純労働を含む業種に新たな在留資格「特定技能 1 号（比較的簡単な仕事）」と「特定技能 2 号（熟練技能者）」を創設した。

用語解説

首都直下地震

関東地方南部の首都圏でその発生が想定されている大規模な地震のこと。

ジュニア・リーダーズクラブ

中学生以上高校生までを対象とし、余暇を利用して自己を鍛え、仲間づくりを図り、青少年関係団体活動への協力及び地域社会への参加を通じて、明るい街づくりに役立つことを目的として、1982年5月9日に設立された団体のこと。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

生涯学習

人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、生涯にわたって、あらゆる機会、場所において自己に適した学習を自ら選んで行うこと。

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するための法律のこと。

2013年6月26日公布、2016年4月1日施行。別名は、「障害者差別解消法」。

小規模保育事業所

主に0歳児から2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設のこと。

消費生活相談

契約・解約や販売方法、商品・サービスなどに関する消費者トラブルの相談のこと。

情報モラル

情報社会で自らの行動に責任をもち、情報を正しく安全に利用するための基になる考え方や態度のこと。

食育

食に関する文化やバランスの取れた食生活・食習慣など、広い視野から食について教育すること。

人口の動態

出生、死亡、転入出による人口の動きのこと。

人生100年時代

100歳まで人生が続くことが当たり前になる時代のこと。平均寿命が伸びることにより、100年間生きることを前提とした人生設計の必要性が言われている。従来は、年齢に応じて「学ぶ・働く・老後を過ごす」という流れが人生の一般的な姿であったが、人生100年時代では年齢による区切りが無くなり、学び直しや再就職、社会貢献など、人生の選択肢が多様化すると考えられている。

新・放課後子ども総合プラン

全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的にまたは連携して実施する指針のこと。

用語解説

スクールカウンセラー

いじめや不登校などの心の悩みに専門的な立場から助言、援助を行うために、小学校、中学校に配置された臨床心理士などのカウンセリングの専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の視点から問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、家庭・地域・学校等、子どもを取り巻く環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用し支援する社会福祉の専門家のこと。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する支援を行うための所要の措置を講じた法律のこと。

この法律に基づく事業として、就労その他の自立に関する相談支援、住居確保給付金の支給、子どもの学習支援などがある。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人について、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のこと。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さのこと。

セクシュアルマイノリティ

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)が、同性や両性(男女両方)に向いている人などのこと。

全体最適

経営資源を有効に活用し、効率的・効果的にまちづくりを進めるため、各部署の仕事が市全体の中でどのような意義があるかを考え、本市全体の立場から物事を進める考え方。

Society5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すものである。

【た行】

大正型関東地震

相模トラフ沿いを震源域とする、マグニチュード8.2規模の地震のこと。

確かな学力

基礎的な知識・技能に加え、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度などを含めた幅広い学力のこと。

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。

用語解説

団体自治

国から独立した地方公共団体が、その団体事務をその機関により、その責任において処理する、という概念のこと。

地域医療福祉拠点整備モデル地区構想

多様な世代がいきいきと暮らし続けられるまちを目指す「地域医療福祉拠点化」の取組をモデル的に展開するため策定した構想のこと。モデル地区は市内で最も町丁別の高齢化率が高い高村団地を含む旭南地区としている。

地域共生社会

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会のこと。

地域内移送

高齢者や障がい者などの自力移動困難者等を対象とした、地域住民が主体的に地域内で実施する無償の移送(道路運送法に該当しない運送)のこと。

地域猫活動

飼い主のいない猫を地域の問題としてとらえ、近隣住民の合意と協力を得た上で、地域のルールに沿って猫を飼育管理する取組のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者それぞれに応じた、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」が一体的に提供される仕組みのこと。

地産地消

その地域で生産された農水産物を、その生産された地域内において消費する取組のこと。

知的交流

知識やアイデア、技術等を持つ企業、大学等による創発を目的とした交流、研究会などのこと。

知的対流

「自治体や地域内の事業者、住民、大学や研究機関、金融機関等の産学官金等が連携して、知恵やアイデアを出し合い、実際の活動に昇華させていく」流れのこと。

地方創生

人口急減・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生すること。

中核都市

都市圏または生活圏の核となる機能を備えた都市のこと。

超高齢社会

一般的に、総人口に占める65歳以上の人口の比率が21%に達した状態のこと。

長寿命化

当初設置時点から数えて、標準耐用年数以上の使用年数が期待できる対策のこと。

用語解説

町内福祉村

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して自立した生活を送ることができるよう、行政や各種団体などとの連携のもと、地域住民の自主的、主体的な参加を基本とした住民相互の支え合い活動やふれあい交流活動などを行う、ボランティアを中心とした地域組織のこと。

津波浸水予測

巨大地震による津波の高さや浸水域等を予測したもののこと。

津波避難ビル

大津波警報等が発表されてから解除されるまでの間、地域住民等が緊急かつ一時的に退避するための場所のこと。

ツーリズム

観光事業、観光旅行のこと。

東海地震

駿河トラフを震源域とするマグニチュード8.0規模の地震のこと。

特定健康診査

生活習慣病の予防のために、医療保険の保険者が40歳から74歳までの医療保険の加入者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して行っている健診のこと。

2008年4月から開始された。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、健康の保持に努める必要がある方に対して、生活習慣を見直す指導を行うこと。

リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

特別保育

通常保育以外に、保護者のニーズに応じて実施する一時預かりや病児・病後児保育、延長保育等の特別な保育のこと。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

土地区画整理組合

一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる組織のことで、土地区画整理法第22条で法人とされる。

組合設立に当たっては、宅地について所有権または借地権を有する者が、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、市長等から組合設立認可を受ける必要がある。

土地区画整理事業

道路、公園等の公共施設や宅地の整備を行い、換地(かんち/土地の再配置)により、計画的な「まちづくり」を実現する事業のこと。

事業資金は地権者から提供を受ける土地の売却等により確保する。

トップスポーツ

プロスポーツを含む高い競技レベルのスポーツやそのレベルのスポーツ選手及びチームのこと。

土のうステーション

台風や集中豪雨時における宅内への緊急的雨水流入対策として、市民による土のう設置を支援するための土のう配備場のこと。

【な行】

南海トラフ地震

日本の太平洋沖、南海トラフ沿いを震源とする大規模な地震のこと。

二酸化炭素排出量

経済活動や家庭生活などのエネルギー消費によって大気中に放出される二酸化炭素の量のこと。

二次救急

入院が必要とされる患者に対する救急医療のこと。

ねんりんピック

主に高齢者の健康保持・促進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与する目的で、各都道府県持ち回りで毎年開催される全国規模のイベントのこと。スポーツや文化種目の交流大会のほか健康、福祉に関する多彩なイベントが行われる。

農業・漁業の生産基盤

農業における農道や用排水路、漁業における漁港や漁場など、収穫・漁獲などに関わる施設のこと。

【は行】

Park - PFI制度

公園の整備事業者に対して収益施設の設置期間や建ぺい率等の特例措置が適用される「公募設置管理制度」のこと。

都市公園に設置する飲食店、売店等の収益の一部を公園整備費に充てることを条件に民間事業者を公募し選定する。

8050問題

「80」代前後の親が主に「50」代の無収入である子どもの生活を支えるという問題のこと。

引きこもりの長期化や高齢化に起因することが多く、親が病気や要介護状態になると生活が破綻するケースが多い。

バリアフリー

障がい者や高齢者等が生活する上で、行動の妨げとなる障がいを取り去った生活空間のあり方のこと。

具体的には歩行空間の段差の解消や公共施設におけるエレベーターの設置や案内などの点字表示などがあげられる。

PPP/PFI

PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図る手法のこと。

PFI(Private Finance Initiative)はその一類型で、1999年7月に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づき実施する手法である。

PPPの中には、PFIの他、指定管理者制度、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

平塚愛甲石田軸

ツインシティ計画に関連する構想路線の1つで、市中心部と国道246号を結び、国道129号などの南北方向の交通を補完するための道路のこと。

用語解説

ひらつか海岸エリア魅力アップチャレンジ

海岸エリアの魅力アップの方向性についてまとめたもので、海岸エリアの安心・安全な環境整備を進めるとともに、新たな魅力づくりや魅力発信を行うことを通じ、交流人口の増加、市民のまちへの愛着と誇りの向上及び本市のイメージ向上を目指す。

平塚市通訳・翻訳等ボランティアバンクシステム

外国籍市民にも暮らしやすい多文化共生のまちづくりに寄与するため、公的機関から依頼のあった通訳及び翻訳のサービスを提供するとともに、外国籍市民と地域住民との交流を進めることを目的に、1999 年度に設置された登録制度のこと。

2019 年 9 月現在、11 言語に対応し、68 人がボランティア登録している。

平塚八景

1982 年 4 月 1 日に市民の推薦のもと、平塚の代表的な景色・景観等として定めたもの。

平塚砂丘の夕映え、湘南潮来、八幡山公園、森の前鳥神社、湘南平、霧降りの滝・松岩寺、七国峠・遠藤原、金目川と観音堂の八景が選定されている。

平塚文化芸術ホール

文化芸術の創造拠点として、大ホールをはじめにぎわいを創出するスペースなどの機能や設備を備えた、2022 年度春開館予定の施設のこと。

病児・病後児保育

子どもが病中、または病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により自宅で看病できない場合に、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において一時的に預かるサービスのこと。

ファミリー・サポート・センター

地域において、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、育児について助け合う会員組織のこと。

風致公園

都市計画法上の都市施設、都市公園法上の都市公園である特殊公園の一種。

フレイル

年をとって心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり等）が低下した状態のこと。

「虚弱」を意味する英語「frailty」を語源として作られた言葉。多くの方が健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥ると考えられている。

プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のこと。

ベビーブーム

戦後の日本で出生数が急増した時期のこと。1947 年から 1949 年頃が第 1 次ベビーブーム、1971 年から 1974 年頃が第 2 次ベビーブームとされている。

用語解説

貿易自由化

輸出入の際にかかる関税や規制等の条件を減らしたり無くしたりすること。

放課後自主学習教室

児童の学習意欲の向上及び家庭学習の習慣化を目指すことを目的に、原則、授業がある放課後において、週2回程度、小学校を会場として児童の自主的な学習支援を行う事業のこと。

放課後児童クラブ

保護者が日中家庭にいない小学生を対象に、地域の協力を得て、遊びや生活を通じた保育を行う団体のこと。

防災気象情報システム

気象情報会社との契約により、平塚市に特化した気象データを解析し、気象コンサルティングサービスを受け、災害対策に活用するとともに、気象情報等を市民に迅速に提供するものこと。

補間

欠けているデータを全体の傾向から予測すること。

ホストタウン

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催により、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体のこと。

ボランティア

一般的に自由意思による自発的・非営利目的で、その対象が公共的である活動のこと。

【ま行】

未病

健康と病気を「二分論」の概念で捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

全ての人にとって共通に、安全で使いやすい製品や快適で不便のない生活環境を設計していくという考え方のこと。

【ら行】

リカレント教育

「学校教育」を、人々の生涯にわたって、分散させようとする理念であり、「職業上必要な知識・技術」を修得するために、フルタイムの就学と、フルタイムの就職を繰り返すこと。

日本では、諸外国より広くとらえ、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合もこれに含めている。

6次産業化

農水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農水産業の経営体質強化を目指す経営手法のこと。

平塚市総合計画
～ひらつかN e  T～改訂基本計画

編集・発行 平塚市企画政策部企画政策課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話 0463-23-1111(代表)

0463-21-8760(ダイヤルイン)

FAX 0463-23-9467

e-mail kikaku@city.hiratsuka.kanagawa.jp



手をつなぎたくなる街